

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 3 1 (1) 1段落目</p>	<p>【佐々木委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防止の言葉は強いのではないか。気候変動適応との並びから緩和としてはどうか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この辺りについては共通の認識はまだ成立していないと理解。基本的には安易に「地球温暖化」は削除しない方が良い。環境基本計画での書きぶりなども確認してそれに合わせてはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ「地球温暖化の緩和」に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止緩和、気候変動適応、水・大気・土壌の環境保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。</p>
<p>p. 3 1 (1) 1段落目</p>	<p>【高山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水環境、大気環境だけではなく、土壌環境も加えてはどうか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水と大気だけではなく、それ以外も含まれることが分かる表現とした方が良い。並びの問題もあるので、環境基本計画なども参考にしてはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「第五次環境基本計画」の記載振りにあわせ、「水・大気・土壌の環境保全」に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止緩和、気候変動適応、水・大気・土壌の環境保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
p. 3 1 (1) 全体	<p>【高山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「人の健康に対する自然環境の機能」という視点を加えることについて、将来検討できないか。 ● 本体部分にこれに係る内容を追加していく必要もあることから、次期見直しの際でよい。 	<p>➤ 今回の見直しの中で議論を深めることは難しいですが、ご指摘を踏まえ関係省庁にも意見を聞きつつ、今後、検討させていただきたい。</p>
p. 4 1 (1) 4段落目	<p>【和田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「確度が高いと評価」といった曖昧な表現ではなく、「起きている」と明言すべきではないか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● もともと、環境省に報告された文書の引用であるが、やや学術的表現で誤解を生むことから、「報告されており」という表現にしてはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「影響が報告されており」という表現に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による<u>生物の分布の変化や生態系への影響が報告されており、</u>今後もその影響は拡大すると予測されています。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 4 1 (1) 5段落目</p>	<p>【大河内委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 悪化の傾向を説明した段落と、良い取り組みを説明した段落の間に、「一方で、これら生態系の危機にたいする国民の関心は高まり、各地で地域の自然環境の保全や再生が試みられています。」といった、つなぎの段落を挿入してはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、改善に向けた動きを記載した段落の前に「こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして、」を挿入させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による<u>生物の分布の変化や生態系への影響が報告されており、今後もその影響は拡大すると予測されています。</u></p> <p><u>こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして、</u>平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、・・・</p>
<p>p. 7 1 (2) ア 2段落目</p>	<p>【高山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「再生された自然環境の状況をモニタリング」の表現では、「保全」や「創出」されたもののモニタリングが必要ないと誤解を受ける恐れがあり、表現を適正化すべきではないか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「こうした自然環境の状況をモニタリングし」という表現に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、<u>こうした自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」</u>を含みます。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 8 1 (2) イ 1 段落目</p>	<p>【高山委員】 ● 同じ項目内の最後をはじめとして「重要です」という表現が多く使われている中で、「べきです」という言葉が用いられているが、強すぎるのではないか。</p>	<p>➤ ご指摘を踏まえ、段落内の表現を揃え、「べきです。」を「ことが重要です。」に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されることが重要です。</p>
<p>p. 9 1 (2) ウ 3 段落目</p>	<p>【高山委員】 ● 自然環境保全に係る伝統技術を活用するだけでなく、次に伝えていくという視点も必要ではないか。</p>	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「知見の把握」に加え、「伝承」を追記させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 また、わが国では、間伐材や粗(そ)朶(だ)などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 13 1 (2) カ 1段落目</p>	<p>【高山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「工事」という用語が使われているが、これは自然再生事業の中の活動を指しているの、表現として適切ではないのではないか。 <p>【鷺谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然再生事業の事業実施計画の中で「計画された各事業の実施中」、「事業完了後」といった表現に修正してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ご指摘を踏まえ、「工事」から、自然再生事業実施計画に位置付けられ実施される「事業」という用語に修文させていただきました。 <p>【該当箇所】</p> <p>計画された事業の実施中のみならず事業完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことにより、自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。</p>
<p>p. 24 4 (5) 全体</p>	<p>【守山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育法が平成23年に改正されているはずで、地域の文化等が環境教育にも盛り込まれていたのではないか。次回見直しに向けてで良いので、今後、議論ができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の見直しの中で、今から新たなテーマとして議論すること難しいことから、ご指摘を踏まえ、将来の検討の中で議論させていただきたい。

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 26 5 (2) ア 2段落目</p>	<p>【高山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「経済的合理性に沿って」という表現は若干固いため、広く市民にもわかりやすい表現にしてはどうか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画通りの表現とはいえ、「経済的合理性」や「経済インセンティブ」、「市場メカニズム」は固すぎる表現。とは言え、あまりに柔らかくしすぎると経済性という意図が伝わらない。基本計画にも用いられている「経済的手法」も「視野に入れつつ」としてはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「経済的手法も視野に入れつつ」との表現に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p><u>自然再生は地域の自主性を尊重した取組として実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取組の継続性に課題を抱えています。自然再生の取組の継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりのなかで自然再生に取り組むことが重要です。</u></p>
<p>p. 27 5 (2) イ 1段落目</p>	<p>【守山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省のエコツーリズムだけでなく、「生きものマーク」など他省の取組を追記できないか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より幅広い表現として「生き物ブランド」の用語を用いてはどうか。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、文章の適正化を図りつつ、「生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、」を追記させていただきました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、<u>自然資源の循環利用や生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、エコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連づけ、地域社会の活性化につなげることにより、持続可能な取組としていくことが重要です。</u></p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
p. 28 5 (2) ウ 2段落目	【高山委員】 ● 「動きが広がりつつある」という表現では、5年後に鮮度が保てない可能性が高い。鮮度が維持できる「推進している」という表現としてはどうか	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「企業がSDGsへの取組を推進していることも踏まえ」との表現に修正させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 <u>SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生の実施に当たっては、地域循環共生圏構築の取組等と併せて、SDGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。また、企業がSDGsへの取組を推進していることも踏まえ、自然再生においてSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要です。</u></p>
p. 28 5 (2) エ 2段落目	【大河内委員】 ● 現状は「人工林の間伐」からさらに一歩進み「持続可能な」木質資源の利用に向けた「主伐」といった段階にあり、こうした流れを盛り込めないか。	<p>➤ 森林の適正な管理に含まれる内容と理解しており、原案の表現ぶりのままとしたい。</p> <p>【該当箇所】 <u>エ 気候変動対策の取組</u> <u>気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。</u> <u>このため、自然再生の実施に当たっては、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。</u></p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
<p>p. 28 5 (2) エ</p>	<p>【中村委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「気候変動適応」がEbAとイコールというのは違和感があるが、そういう整理なのであれば、他にも（EbA）を付さなければならなくなるのではないか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「生態系を基盤とするアプローチ」で括っているのであれば、この後ろに（EbA）をつければ誤解がなくなるかもしれないので、担当者に表現振りを確認してほしい。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、『「生態系を基盤とするアプローチ」による気候変動適応（EbA）』を、『「生態系を活用した適応策」（EbA）』に修文させていただきます。</p> <p>注）EbA：Ecosystem based Adaptation</p> <p>【該当箇所】 また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候変動適応法」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。これに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを実施して気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成や防災・減災等に資する「<u>生態系を活用した適応策</u>」（EbA）の推進を図っていくことが重要です。</p>
<p>p. 28 5 (2) エ</p>	<p>【佐々木委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動対策の取組の中で、海草や海藻などの藻場といったブルーカーボンに関する項目を拡充すべきではないか。 <p>【志村委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸関連の生態系についての記載が少ないように思う。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「海洋生態系として炭素（ブルーカーボン）を蓄積している藻場等の保全」を追記させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 エ 気候変動対策の取組 気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。このため、自然再生の実施にあたっては、多くの炭素を樹木や土壤に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壤に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、<u>海洋生態系として炭素（ブルーカーボン）を蓄積している藻場等の保全</u>、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
p. 29 5 (2) オ	<p>【佐々木委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 干潟の再生だけでなく、藻場・浅場・浅瀬等も加えるべきでないか。 <p>【志村委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸関連の生態系についての記載が少ないように思う。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 藻場に限定するのではなく、浅海域としてはどうか。他方で、地域主導である自然再生の取組は浅海域を離れて行うことは困難であることにも留意する必要。 	<p>➤ ご指摘を踏まえ、「干潟・藻場等の浅海域の再生」に修文させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 <u>カ 生態系ネットワークの形成</u> 自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟・藻場等の浅海域の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要です。</p>
p. 29 5 (2) オ	<p>【中村委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧事業では、原形復旧の原則があるため、生態系の機能を活用した復興を行うことが困難になっているのではないか。こうしたことに対する、自然再生としての意見を盛り込むべきではないか。 ● 「原形復旧の原則にとらわれず、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え」といった文言を盛り込んでどうか。 	<p>➤ 災害からの復興においては、「地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据えつつ、」災害で傷ついた自然環境の再生や生態系のつながりを再生していくことは重要であることから、ご指摘を踏まえ、その旨を追記させていただきました。</p> <p>【該当箇所】 また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据えつつ、森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
p. 31 5 (2) キ 1段落目	<p>【和田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮」という曖昧な表現ではなく、「外来種が侵入しないよう配慮」としてはどうか。 ● 「防除を進めると」あるが、外来種が侵入していない場合は防除の必要が無い訳だから、「外来種が侵入している場合」と条件を付してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「外来種が侵入しないよう配慮」については、前段で「外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐ」ことについて既に記載済みであるため、ここに記載すると、域外の対応や他者の取り締まりなど自然再生協議会の権能を超えたものを指すとの誤解を受ける恐れもあることから、しっかり再生された環境を構築して、外来種が侵入し難い状況を目指すという、現状の表現ままとさせていただきたい。 ➤ 「既に外来種が侵入している場合」については、ご指摘を踏まえ追記させていただきました。 <p>【該当箇所】</p> <p>これに加えて、<u>外来種被害防止行動計画等の考え方も踏まえ、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐとともに、新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生において</u>既に外来種が侵入している場合<u>は積極的に防除を進めるよう努めることが重要です。</u>また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。</p>

意見箇所	ご意見内容	意見に対する考え方
全体	<p>【志村委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回、項目の整理により、1から5に幾つかの内容が移動している関係で、法定協議会以外の取り組みに対する記載が弱くなっていないか心配している。 ● 法定協議会にならないような小さな自然再生にもフォローが行き届くようすることはできないか。 <p>【鷲谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従来から5（2）ケに「小さな自然再生の推進」の項目が立てられている。今回、移動や削除はしていないが、これに基づき、しっかりフォローしてほしいということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ご指摘を踏まえ、自然再生推進法に基づく協議会設立を目指すことを基本としつつも、今後、こうした地域の取組についても、情報提供等を通じて支援できないか検討してまいりたい。